

## ■ 都市計画提案制度 Q&A

### ・「都市計画を提案する」とは、具体的にどのようなことですか？

都市計画には、建築できる建物の種類・規模などを定める「用途地域」や、都市に必要な道路・下水道などの公共施設の規模・区域などを定める「都市施設」など様々な種類があります。

このうち、まちづくりを進めるうえで特に重要なものについては、法に定められた手続きに沿って都市計画決定を行うことにより、法的効力を持たせることができます。

都市計画の案については、通常、行政が作成していますが、都市計画の提案制度により、土地所有者など住民のみなさんやまちづくりNPO法人が都市計画の案を作成し、都市計画の決定・変更を行政に提案できることとなっています。

### ・提案した都市計画は、すべて都市計画決定・変更されるのですか？

提案された都市計画のすべてが都市計画決定・変更されるとは限りません。

提案が行われた後、市は、提案の内容が、法令の規定に基づく都市計画の基準のほか、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画マスタープラン」などのまちづくりの方針に沿ったものであるか、また、周辺環境との調和や周辺住民等との合意の状況などを総合的に検討したうえで都市計画決定・変更の必要の有無を判断します。

決定・変更の必要ありと判断された提案については、都市計画の決定・変更の手続きに進みます。市が都市計画の案を作成し、案の縦覧や都市計画審議会の審議などを経て、都市計画決定・変更されます。決定・変更の必要なしと判断された提案については、都市計画審議会の意見聴取の後に手続きが終了となります。

### ・提案から都市計画決定・変更まで、どのくらいの期間がかかりますか？

提案が行われてから都市計画が決定・変更されるまでの期間については、提案の内容や規模、土地所有者の数や権利関係などで異なり、基準となるものではありません。

ただし、市が定める都市計画の場合、決定・変更の必要があると判断されてから都市計画が決定・変更されるまでの期間としては、6ヶ月程度を必要とします。

## 都市計画提案制度について

平成24年11月

函館市都市建設部都市計画課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号（市役所本庁舎3階）

TEL:0138(21)3361 FAX:0138(27)3778 E-mail:toshikeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

※ 都市計画提案制度に関する事務処理要領は、都市計画課ホームページからダウンロードできます。  
(都市計画課ホームページ) <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/toshiken/toshikeikaku/>

# 都市計画提案制度について

## ■ 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくりNPO法人などが、都市計画を定める都道府県または市町村に対し、一定の条件の下で、都市計画の決定・変更に関する提案を行うことができる制度です。

## ■ 都市計画提案制度に関する事務処理要領

函館市では、住民のみなさんに提案制度のしくみを理解してもらうとともに、事務手続きを適正かつ円滑に行うため、「都市計画提案制度に関する事務処理要領」を策定しています。

函館市が定める都市計画についての提案は、この要領に定める手続きに沿って行っていただくこととなっております。

※ 詳細については、「都市計画提案制度に関する事務処理要領（説明付き）」をご覧ください。

函 館 市

## ■ 提案概要

### ・ 提案できる者

- ① 土地所有者
- ② まちづくり活動を目的としたNPO法人（特定非営利活動法人）
- ③ 一般社団法人・一般財団法人
- ④ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体など

### ・ 提案できる主な都市計画

- ① 地域地区（用途地域・特別用途地区など）
- ② 都市施設（道路(市道)、公園・緑地など）
- ③ 市街地開発事業（市街地再開発事業・土地区画整理事業など）
- ④ 地区計画など

※ 市が定める都市計画（用途地域、地区計画など）については市に、北海道が定める都市計画（区域区分など）については北海道に提案してください。

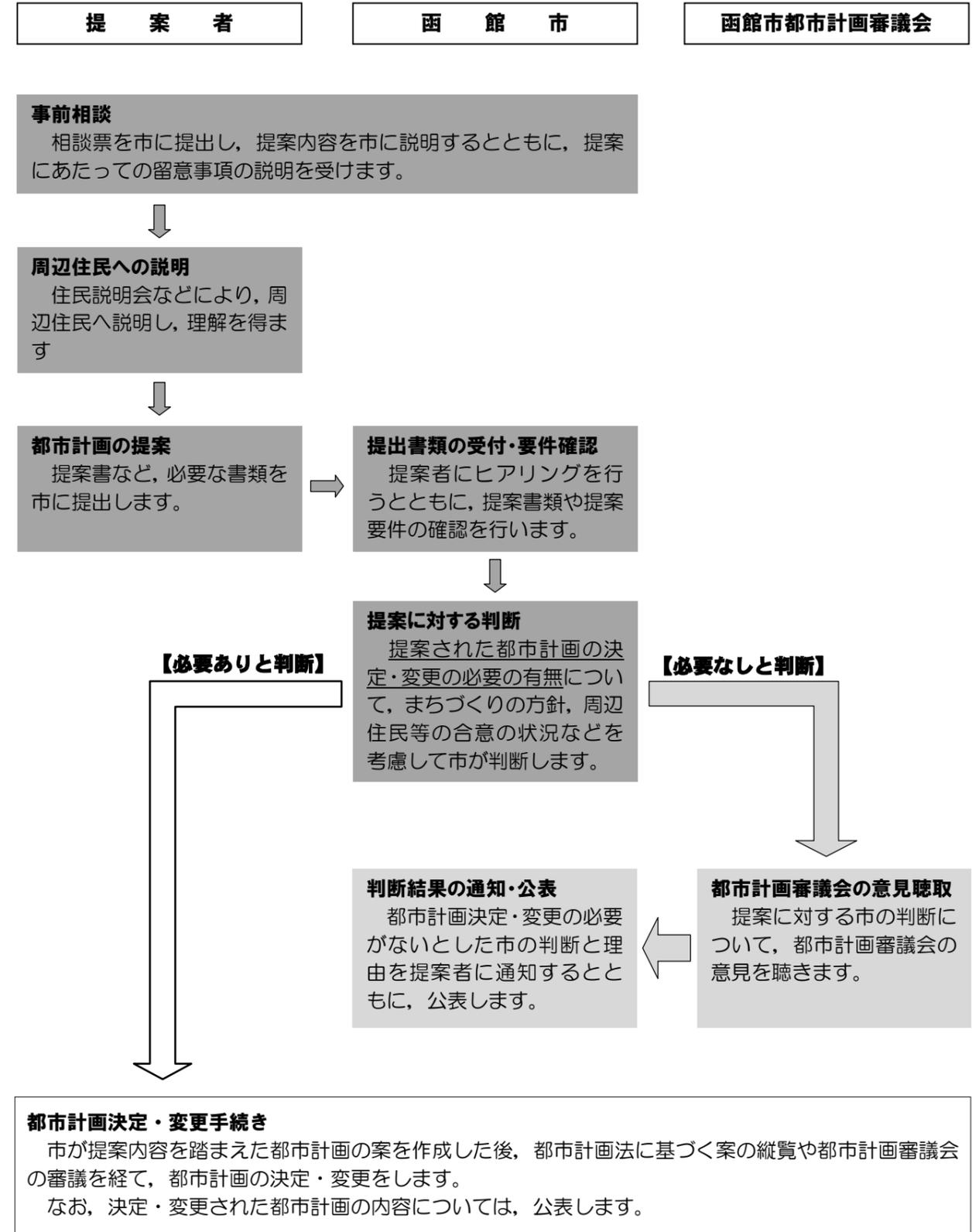
### ・ 提案の要件

- ① 0.5ヘクタール（5,000㎡）以上のまとまった土地の区域であること
- ② 土地所有者の3分の2以上の同意を得ていること（同意者の土地の面積の合計も、対象区域の3分の2以上であることが必要です。）
- ③ 関係法令等に規定されている都市計画に関する基準に適合するものであること

### ・ 提出書類

- ① 提案書
- ② 都市計画の素案（計画書、位置図、区域図、計画図）
- ③ 土地所有者等の同意書および公図・登記事項証明書
- ④ 提案できる者であることを証明する書類（公図・登記事項証明書）
- ⑤ その他提案の判断に必要な資料など

## ■ 手続きの流れ



※ この手続きの流れは、市が定める都市計画を提案した場合です。